

議第 73 号

## 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

下呂市長　　山　内　　登

### 提　案　理　由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができなくなった被用者である被保険者に対して傷病手当金を支給するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険条例（平成16年下呂市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）</p> <p>4 (略)</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p>	<p>附 則</p> <p>（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）</p> <p>4 (略)</p>
<p><u>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）</u></p> <p><u>第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき）に限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p>	
<p><u>6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間の就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)</u></p> <p><u>の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p>	
<p><u>7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p>	
<p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p>	
<p><u>8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。</u></p>	
<p><u>9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないと</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>はその額と傷病手当金との差額を支給する。</u></p> <p><u>ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

## 【参考資料】

### 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができなくなった被用者である被保険者に対して傷病手当金を支給するため、当該条例の一部を改正するもの。

#### 2. 概要

(1) 給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルスに感染したとき又は感染が疑われ労務に服することができなくなったときは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、傷病手当金を支給します。

(制定附則第5項関係)

(2) 傷病手当金の1日当たりの支給額は、基本、直近の3月間の給与等の収入の合計額を当該期間の就労日数で除した額の3分の2とします。

(制定附則第6項関係)

(3) 傷病手当の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月までとします。

(制定附則第7項関係)

(4) 感染又は感染が疑われる場合でも、給与等の全部又は一部を受けることができる期間は傷病手当金を支給しません。ただし、その給与額が傷病手当金より少ないときは差額分を支給します。

(制定附則第8項関係)

(5) 感染した場合に、受けることができるはずであった給与等の全部又は一部が受けることができなかったときは、傷病手当金を支給します。ただし、支給した傷病手当金は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収します。

(制定附則第9項・第10項関係)

(6) この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。

(附則関係)